

ボランティア活動カード「まごころカード」について

1 目 的

市民のボランティア活動に対する理解を深め、ボランティアによる社会参加や社会貢献の促進、また、活動を称えあう社会の醸成を図る。

2 内 容

ボランティアを行った人に対し、市長が市民を代表して感謝の意を表し、カードを交付する。活動に対する証明としても活用できる。

3 対象者

小田原市内でボランティアを行った人、小田原市民でボランティアを行った人。

4 実施開始年度

平成 1 4 年度から

5 発行枚数

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
594	683	727	1,333	1,396	1,853	2,029	2,577	2,819
H23	H24	H25	H26					
2,832	1,542	1,346	1,220					

6 発行分野

環 境：クリーンさかわ・小田原駅周辺清掃・海岸清掃など

福 祉：敬老会の手伝い、福祉施設での介助など

その他：市民活動団体のイベントの手伝い、海外からの研修生の支援など

平成 2 6 年度分野別総数 1, 2 2 0 枚

環 境：7 9 4 枚 (約 65%)

福 祉：1 2 7 枚 (約 10%)

その他：2 9 9 枚 (約 25%)

7 効 果

青少年などの社会参加を促し、市民活動への参加層が厚くなっている。

8 課 題

将来的に市民のポイントカードのようなものとして、活動に応じたポイントの付与などの可能性を探るなど、活性化への研究も必要である。

ボランティア活動補償制度について

1 目的

ボランティア活動中の不慮の事故を救済し、市民の皆さんが安心してボランティア活動を行なうことができるように保険に加入する。

＜主なもの＞ 地域の美化清掃中に転倒して骨折、子ども会祭りの開催中の怪我、自治会活動中の死亡や負傷等

2 補償の概要

- (1) 障害事故 ボランティア活動に起因して指導者等が死亡し、又は負傷したもの
- 死亡補償金 事故の日から 180 日以内にそのケガがもとで死亡したとき。
 - 後遺障害補償金 事故の日から 180 日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じたとき。
 - 入院補償金 生活機能または業務能力の滅失をきたし、かつ入院し、医師の治療を受けたとき。事故の日から 180 日を限度。
 - 通院補償金 生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ医師の治療を受けたとき。負傷の日から 180 日目当たる日までの間において 90 日を限度。
- (2) 損害賠償事故 ボランティア活動に起因して参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害が生じた場合において、市民団体又は指導者等が被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負ったもの。

(例) 福祉団体で用意した手作り弁当で食中毒事故が発生した。

町内の祭りで、他人から借りた放送設備を損壊した。

障害事故の補償金額	賠償責任事故のてん補限度額
死亡補償金 1 人につき…200 万円	身体賠償 1 人…1 億円
後遺障害補償金…200 万円を限度に程度による	1 事故…5 億円
入院補償金 1 人につき…日額 3,000 円	財物賠償 1 事故…500 万円
通院補償金 1 人につき…日額 2,000 円	保管物賠償 1 事故…100 万円

3 制度開始年度

昭和 62 年から

4 主な対象事故

自治会主催の清掃活動や地域の防犯ボランティア活動（子どもの見守り）など

5 平成 26 年度実績

保険料 313,779 円

対象事故件数 3 件

プロジェクター等貸出事業について

1 目的・背景

市民活動応援補助金については、例年多くの市民活動団体から「備品の購入」の要望が上がっている。しかし、各々の団体が補助金で同じようなものを重複して購入することについての是非、備品の稼働率から考えた費用対効果の面での問題点から、市民活動応援補助金交付の対象となりにくい傾向が生じている。

ただ、備品の必要性自体は理解できるため、審査に関わる市民活動推進委員会（第2期）から、補助金での対応でなく、貸出し制度等の検討をされたい、という旨の提案が出された。

これを受けて、高額備品で比較的購入要望の高い、プロジェクター等を市民活動団体に貸し出すこととなった。

2 内容

地域政策課の保有するプロジェクター、スクリーン、ミニスピーカーを、市民活動団体が使用を希望するとき、貸し出す。

3 制度開始年度

平成19年度～

4 平成26年度実績

21件